

奈良県広域水道企業団公文の作成に関する規程をここに公布する。

令和6年11月21日

奈良県広域水道企業団企業長 山下 真

奈良県広域水道企業団企業管理規程第1号

奈良県広域水道企業団公文の作成に関する規程

(趣旨)

第1条 公文の作成に関しては、別に定めがある場合を除き、この規程の定めるところによる。

(種類)

第2条 公文の種類は、次のとおりとする。

- (1) 公示文 条例、規則、企業管理規程、告示及び公告
- (2) 令達文 訓令、指令、通達及び依命通達
- (3) 往復文 照会、協議、回答、通知、依頼、報告、諮問、答申、進達、副申、申請、届け、建議、勧告等
- (4) その他 辞令、式辞、祝辞、弔辞、賞状、表彰状、感謝状、証明書、書簡、議案、契約書、復命書、伺い等

(書き方)

第3条 公文は、次に掲げるものを除くほか、左横書きとする。

- (1) 法令の規定により縦書きと定められているもの
- (2) 他の官公庁で縦書きと定めているもの
- (3) 賞状、表彰状、感謝状、弔辞その他これらに類するもの

(用字)

第4条 公文の用字は、漢字、平仮名及び数字とする。ただし、外国の地名及び人名並びに外国語（外来語を含む。）を書き表す場合には、片仮名を用いる。

2 前項の規定にかかわらず、特に必要がある場合は、外国文字を用いることができる。

3 公文に用いる漢字、仮名遣い、送り仮名及び外来語の書き表し方は、次に掲げるものに定めるところによる。

- (1) 常用漢字表（平成22年内閣告示第2号）
- (2) 現代仮名遣い（昭和61年内閣告示第1号）
- (3) 送り仮名の付け方（昭和48年内閣告示第2号）
- (4) 外来語の表記（平成3年内閣告示第2号）

4 数字の書き表し方は、次に定めるところによる。

- (1) 左横書きの場合は、アラビア数字を用いる。ただし、次に掲げる場合に

は、漢数字を用いる。

ア 固有名詞の場合

(例) 四国 五條市 三条通り

イ 概数を示す場合

(例) 四、五人 五、六十歳 数十日

ウ 数量的な感じの薄い場合

(例) 一般 一部分 四捨五入

エ 慣用的な場合

(例) 一休み 三月ごと

オ 万以上の数の単位として最後に用いる場合

(例) 120万 50億

カ 金額の表示で特に漢数字の使用が定められている場合

(例) 三千四百円

(2) 縦書きの場合は、「一」、「二」、「三」、「十」、「百」、「千」、「万」、「億」等の漢数字を用いる。ただし、表の中で数字を示す場合には、「一〇」、「一〇〇」、「一、五〇〇」等と用いる。

(3) 前2号の規定にかかわらず、会計に関する書類等で特に必要がある場合は、「壺」、「拾」等の漢数字を用いることができる。

(用語)

第5条 公文の用語は、おおむね次の点に注意して、一般的で分かりやすいものとする。

(1) 堅苦しい言葉や使い方の古い言葉は用いず、日常使われている言葉を用いる。

(2) 専門用語、略語、造語及び外来語は、日常一般的に使用されているものを除き、用いない。やむを得ずこれらを用いる場合は、注釈を付ける。

(3) 読みにくい言葉及び意味の分かりにくい言葉は、分かりやすい言葉に言い換える。

(文体及び表現)

第6条 公文の文体は、口語体とし、「ます」体を用いる。ただし、条例、規則、企業管理規程、告示、訓令その他の規程形式の文書並びに議案、契約関係文書及び辞令書（委嘱状を除く。）には、様式の部分を除き、「である」体を用いる。

2 公文の表現は、おおむね次の点に注意して、親しみやすく分かりやすいものとする。

(1) 文章はなるべく短くし、長文を避ける。

- (2) 内容に応じ、箇条書き等の方法により文章を整理する。
- (3) まわりくどい表現及びあいまいな表現は用いず、簡潔で分かりやすい表現を用いる。
- (4) 堅苦しい表現及び高圧的な表現は用いず、相手の立場に立った表現を用いる。

(敬称)

第7条 公文の名あて人に付ける敬称は、「様」を用いる。ただし、次に掲げる場合は、その定めるところによる。

- (1) 法令や相手方が様式を定めている場合は、定められた敬称を用いる。
- (2) 法人、機関、団体等にあてた文書で、代表者等の氏名を記載しない場合は、「殿」を用いる。
- (3) 不特定多数に同じ内容の文書を出す場合は、「各位」を用いることができる。
- (4) 賞状、表彰状等で、「君」、「さん」などを用いることが適当な場合は、その敬称を用いる。

(区切り符号)

第8条 左横書きの公文には、次に定めるところにより区切り符号を用いることができる。

- (1) 「。」(まる)は、文の句点として用いる。
- (2) 「、」(てん)は、文の読点として用いる。
- (3) 「。」(ピリオド)は、次の場合に用いる。

ア 数に単位以下の端数がある場合に、整数と小数との区切りとするとき。

イ 省略符号として用いる場合

- (4) 「:」(コロン)は、次に説明文その他の語句が続くことを示す場合に用いる。
- (5) 「・」(なかてん)は、次の場合に用いる。

ア 二つ以上の名詞を列挙する場合で、互いに密接不可分で「てん」で結ぶことが適当でないとき。

イ 外国の地名、人名等で複数で表現される場合

- (6) 「,」(コンマ)は、数のけたを示す場合に用いる。
- (7) 「～」(なみがた)は、「何々から何々まで」を示す場合に用いる。
- (8) 「—」(ダッシュ)は、次の場合に用いる。

ア 語句の説明又は言い換えの場合

イ 「丁目」、「番地」等を省略する場合

- (9) 「( )」(括弧)は、次の場合に用いる。

ア 一つの語句又は文の後に注記を加える場合において、注記の部分を示すとき。

イ 法令、条例等の題名の次に法令、条例等の番号を付けてその同一性を明らかにする場合

(10) 「「」」（かぎ）は、引用する語句若しくは文又は特に必要のある語句を示す場合に用いる。

2 縦書きの公文には、次に定めるところにより区切り符号を用いることができる。

(1) 「。」（まる）、「、」（てん）、「（）」（括弧）及び「「」」（かぎ）は、左横書きの場合と同じ使い方をする。

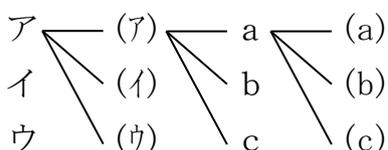
(2) 「・」（なかてん）は、左横書きの場合の「ピリオド」及び「なかてん」と同じ使い方をする。

(3) 「—」（ダッシュ）は、左横書きの場合の「なみがた」及び「ダッシュ」と同じ使い方をする。

（見出し符号）

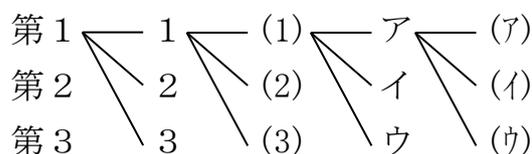
第9条 条例、規則、訓令その他の規程形式をとる文（以下「規程文」という。

）の条又は項で事物の名称その他の区分を列記する場合は、「（1）」、「（2）」、「（3）」等の数字を用いて号を置き、号の中を更に細分する場合の符号及びその順序は、次のとおりとする。

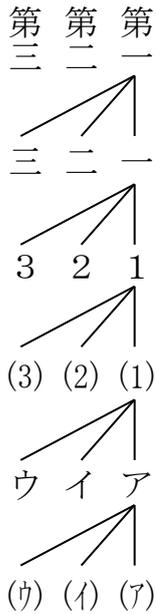


2 規程文以外の公文を細分する場合の符号及びその順序は、次のとおりとする。ただし、必要に応じて、第1順位の符号を用いず、第2順位の符号から用いることができる。

(1) 左横書きの場合



(2) 縦書きの場合



(繰り返し符号)

第10条 繰り返し符号は、次に定めるところにより用いる。

- (1) 「々」は、漢字を1字繰り返す場合に用いる。
- (2) 「〃」は、表等の中で特定の語句、数等を繰り返す場合に用いる。

(記述の方法)

第11条 公文の記述は、次の各号によらなければならない。

- (1) 公文には、必ず題名をつけること。
- (2) 長文にわたる令達には目次をつけ、状況に応じて、章、節に分けること。
- (3) 条文の左肩に見出しをつけること。
- (4) 引用法令には、その法令番号を次の例により、括弧書きすること。

地方自治法（昭和22年法律第67号）

(公文の書式)

第12条 公文の書式は、次のとおりとする。

# 1 条例

## (1) 新設する場合

### ア 条を設けない場合

<p>×〇〇〇条例をここに公布する。 ×× 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">奈良県広域水道企業団企業長 氏 名××</p> <p>奈良県広域水道企業団条例第 号</p> <p>×××〇〇〇条例</p> <p>×・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・</p> <p>・・・・・・・・・・。</p> <p>×××附×則</p> <p>×・・・・・・・・・・。</p>
--

注 ×は、1字分あけることを示す。

### イ 条を設ける場合

<p>×〇〇〇条例をここに公布する。 ×× 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">奈良県広域水道企業団企業長 氏 名××</p> <p>奈良県広域水道企業団条例第 号</p> <p>×××〇〇〇条例</p> <p>×（・・・・）</p> <p>第1条×・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・。</p> <p>2×・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・。</p> <p>×(1)・・・・・・・・・・。</p> <p>×(2)・・・・・・・・・・。</p> <p>×（・・・・）</p> <p>第2条×・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・。</p> <p>×××附×則</p> <p>1×・・・・・・・・・・。</p> <p>2×・・・・・・・・・・。</p>
---

ウ 目次を付する場合

×○○○条例をここに公布する。

×× 年 月 日

奈良県広域水道企業団企業長 氏 名××

奈良県広域水道企業団条例第 号

×××○○○条例

目次

×第1章× . . . . .

××第1節× . . . . .

×第2章× . . . . .

××第1節× . . . . .

××第2節× . . . . .

××第3節× . . . . .

×第3章× . . . . .

×附則

×××第1章× . . . . .

××××第1節× . . . . .

× ( . . . . )

第1条× . . . . .。

× ( . . . . )

第2条× . . . . .

× . . . . .。

×××附×則

× . . . . .。



イ 一部を改正する場合

×○○○条例の一部を改正する条例をここに公布する。

×× 年 月 日

奈良県広域水道企業団企業長 氏 名××

奈良県広域水道企業団条例第 号

×××○○○条例の一部を改正する条例

×○○○条例（○年○月条例第○号）の一部を次のように改正する。

×題名を「△△△条例」に改める。《題名の改正》

×目次中「○○」を「△△」に改める。《目次中一部の改正》

×第○条見出しを「（△△）」に改める。《見出しの改正》

×第1条を次のように改める。《条文全文の改正》

第1条×・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・。

×第2条中「○○」を「△△」に改める。《条文中一部の改正》

×第3条を次のように改める。《条文の削除》

第3条×削除×

×第4条の次に次の2条を加える。《条文の追加》

第4条の2×・・・・・・・・・・・・・・・・。

第4条の3×・・・・・・・・・・・・・・・・。

×第5条第1項中「○○」を「△△」に改め、同条第2項を削る。

《項中一部改正、項の削除》

×第6条第2項ただし書を削り、同条第3項に次のただし書を加える。  
《ただし書の削除と追加》

××ただし、・・・・・・・・・・・・・・・・。

×第7条中第6項を第8項とし、第5項を第7項とし、第4項を第6項とし第3項の次に次の2項を加える。《項の追加》

4×・・・・・・・・・・・・・・・・。

5×・・・・・・・・・・・・・・・・。

×第8条を削り、第9条を第8条とし、第10条から第12条までを1条ずつ繰り上げる。《条の削除と繰上げ》

×第10条中第2項を削り、第3項を第2項とし、第4項を第3項とする。《項の削除と繰上げ》

×第2号様式を次のように改める。《様式の改正》

第2号様式

・・・・・・・・・・・・・・・・

.....。

×別表中「○○○」を「△△」に改める。《別表中の改正》

×××附×則

1×この条例は、.....。

2×.....。

### (3) 廃止する場合

#### ア 一般的な廃止の場合

×○○○条例を廃止する条例をここに公布する。

×× 年 月 日

奈良県広域水道企業団企業長 氏 名××

奈良県広域水道企業団条例第 号

×××○○○条例を廃止する条例

×○○○条例（○年○月条例第○号）は、廃止する。

×××附×則

×この条例は、 年 月 日（公布の日）から施行する。

イ 新たな条例に制定に伴って旧条例又は既存の他の条例を廃止する場合は、前号の規定にかかわらず、当該新条例の附則において次の例により廃止する。

×××附×則

1×この条例は、.....施行する。

2×○○○条例（○年○月条例第○号）は、廃止する。

## 2 規則及び企業管理規程

条例の例による。

### 3 告示

#### (1) 条を設ける場合

##### ア 新設する場合

奈良県広域水道企業団告示第 号  
×○○規程を次のように定める。  
×× 年 月 日  
奈良県広域水道企業団企業長 氏 名××  
×××○○規程  
× (.....)  
第1条×.....。  
× (.....)  
第2条×.....。  
×××附×則  
×.....。

##### イ 一部を改正する場合

奈良県広域水道企業団告示第 号  
×○○規程 (○年○月告示第○号) の一部を次のように改正する。  
×× 年 月 日  
奈良県広域水道企業団企業長 氏 名××  
×第○条第○項中「○○」を「△△」に改める。

##### ウ 廃止する場合

奈良県広域水道企業団告示第 号  
×○○規程 (○年○月告示第○号) は、廃止する。  
×× 年 月 日  
奈良県広域水道企業団企業長 氏 名××

#### (2) 条を設けない場合

##### ア 新設する場合

奈良県広域水道企業団告示第 号  
×.....を次のように定める。  
×× 年 月 日  
奈良県広域水道企業団企業長 氏 名××  
×.....。



(2) 条を設けない場合

奈良県広域水道企業団訓令第 号	受訓先××
×・・・・・・・・・・・・・・・・。	
×× 年 月 日	
	奈良県広域水道企業団企業長 氏 名××

6 指令

奈良県広域水道企業団指令○第 号	住所
	氏 名××
×○年○月○日付をもって申請のあった・・・・・・・・のことは（次の条件を付して）許可する。（許可しない。認可する。認可しない。）	
×× 年 月 日	
	奈良県広域水道企業団企業長 氏 名××
1×・・・・・・・・・・・・・・・・。	
2×・・・・・・・・・・・・・・・・。	

7 達

奈良県広域水道企業団達○第 号	住所
	氏 名××
×○○規則第○条の規定により・・・・・・・・を命ずる。（を禁止する。営業の停止を命ずる。を取り消す。中止を命ずる。）	
×× 年 月 日	
	奈良県広域水道企業団企業長 氏 名××

8 往復文

	○第 号×
	年 月 日×
×宛名	
	奈良県広域水道企業団企業長 氏 名××
×××○○○について（照会、回答、通知、報告等）	
×このことについて、次のとおり（別紙のとおり）・・・・・・・・・・	
・・・・・・・・。	
×なお・・・・・・・・・・。	
	記
1 ×	・・・・・・・・・・。
2 ×	・・・・・・・・・・。
3 ×	・・・・・・・・・・。

9 証明書

第 号	
	○○○証明書
	氏 名××
×○○○○○○であることを証明します。	
××	年 月 日
	奈良県広域水道企業団企業長 氏 名××

附 則  
この規程は、公布の日から施行する。